

## 氏名の振り仮名の届出期間は令和8年5月25日までです

令和7年5月26日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、戸籍への氏名の振り仮名の記載が開始されました。

戸籍に記載される予定の振り仮名は、本籍地の市区町村から昨年の9月頃までにハガキ（又は封書）でお知らせしていますので、ご確認ください。

### ■通知に記載された振り仮名が正しい場合

届出は不要です。令和8年5月26日以降、振り仮名が戸籍に順次記載されます。

### ■通知に記載された振り仮名が誤っている場合

令和8年5月25日までに振り仮名の届出をお願いします。

届出方法等の詳細は、法務省のホームページのほか、お手元に届いた通知にも記載されていますので、ご確認をお願いいたします。

なお、通知を紛失・廃棄された方で、戸籍に記載予定の振り仮名を確認したい場合は、マイナンバーカードを使用しマイナポータルでご確認いただくか、運転免許証やマイナンバーカード等の本人確認書類（顔写真がない書類の場合は2点）をご持参の上、町民課の窓口までお越しください。



法務省ホームページはこちら

### 通知の見本



問合せ 町民課 住民担当 内線126



### 町長コラム

## 08 「笑顔・元気・挨拶」

5月に入り、目に鮮やかな青葉若葉と、薫る風が心地よい季節となりました。今年の「立夏（夏の始まり）」は、5月5日（火）とのことでした。

さて、4月の新年度を迎え、各官公庁や企業、各種団体などでも人事異動があり、秩父地域にも新しい方々が多数赴任されました。地域全体が新たな出会いとともに、活気に満ちたスタートを切っております。

また、町では桜の花びらが舞う中、長瀬中学校、長瀬第一小学校の入学式が行われました。子どもたちが、はつらつとした笑顔で元気に登校する微笑ましい姿を見かけますと、私も心が温まり、大変嬉しく感じます。

5月上旬のゴールデンウィークは、連休を利用して国内外への旅行や近場で過ごされる方もいれば、観光地ならではの“かき入れ時”として、全力でお仕事に励まれる方もいらっしゃることでしょう。おかげさまで長瀬町は今年も多くのテレビ番組で取り上げられており、賑やかな連休となりそうです。

そして、5月19日（火）には、昨年に引き続き第2回「岩畳リフレッシュ大作戦」を開催いたします。

この岩畳は、かつては川の増水によって土砂や草木が洗い流され、美しい景観が自然に維持されてきました。しかし近年は、ダム建設など防災対策が進んだことで、自然の営みのみでの維持が難しくなり、人の手による管理が必要となっております。昨年は多くの方々のご協力により、見違えるほど綺麗になりました。今回は少し上流のエリアで作業を行う予定です。

関東有数の観光地である長瀬の魅力を次世代へしっかりと継承していくため、企業・団体の皆様、そして町民の皆様には、ぜひボランティアとしてご参加いただけますよう、心よりお願い申し上げます。



鈴木 日出男

## 広報4月号記事に関するお詫びと訂正

表紙「令和7年度長瀬町スポーツ表彰」記事内の、受賞者氏名において誤りがありましたので、お詫びし下記のとおり訂正させていただきます。

### 訂正内容

【誤】 柵井 一義

【正】 柳井 一義